東洋史研究
第五十九巻　第三號　平成十二年十二月發行

天聰五年大凌河攻城戰からみたアイシン國政權の構造

楠木賢道

はじめに
一　大凌河遠征軍の召集
二　大凌河遠征軍の編成と布陣
三　大凌河攻城戰前後のバヨト旗
四　大凌河攻城戰前後のバーリン部・ジャルート部
おわりに

はじめに

本論文は、天聰五年（一六三一）の大凌河城（現在の遼寧省錦縣）攻城戰におけるアイシン國（Aisin Gurun）軍の布陣・用兵、及びアイシン國軍を構成する各軍團の來歷を手がかりに、アイシン國政權の構造・太宗ホンタイジ（Hong Taiji）の政權構想を檢討しようと試みるものである。

天聰五年は、ホンタイジの大清皇帝卽位（天聰一〇年・崇德元年、一六三六）に至るアイシン國政權の發展史上、重要な年

であった。まず一月に大將軍砲鑄造が成功し、惱まされ續けた新兵器をアイシン國内で製造し、以後の戰鬪で組織的に用いることになる。[1] また七月八日には、六部（ninggun jurgan）が設置される。各種の史料では、この日、ホンタイジが各部の管理をドルゴン（Dorgon）らベイレ（beile）に委ね、さらに各部にはベイレらのもと、承政（aliha amban）・參政（ashan i amban）以下の官員を任命したことになっている。ただ『天聰五年檔』『舊檔』からは、俘虜・戰利品の分配が兵部（cooha i jurgan）に委ねられた例が散見するほか、[2] 當時の六部が實質的な行政を擔當した形跡は見あたらない。したがってこれをもって六部官制に基づく中國的な統治機構を導入したとは言い難い。

むしろ當時の政權の構造を理解するためには、清初の政權そのものと換言しうる八旗（jakūn gūsa）がどのような狀態になっていたのかということが重要である。[3] ホンタイジは兩紅旗を支配する異母兄ダイシャン（Daišan）を屈服させ、鑲藍旗王である從兄アミン（Amin）を失脚させたのに續いて、天聰五年の大凌河攻城の戰陣において、正藍旗王である異母兄マングルタイ（Manggūltai）を失脚させている。[4] 兩白旗を支配するアジゲ（Ajige）・ドルゴン（Dorgon）・ドド（Dodo）の同母三兄弟がまだ年若いことを考えると、これをもってホンタイジは名實ともにハンとして、旗王を含む宗室の諸ベイレを掣肘する立場に立ったということができるであろう。

またアイシン國政權の構造とホンタイジの政權構想を檢討するために重要な視角は、モンゴルとの關係である。ホンタイジは、歸順した内モンゴル諸部から必要な軍事力を引き出すために、巧妙かつ着實に法支配の實績を積み上げていったことを、筆者は前稿において指摘した。[5] すなわちホンタイジは、まず天聰二年の對チャハル（Cahar）部戰において、歸順した内モンゴル諸首長にたいして出兵を要請し、從わなかった者を屈服させた。これによってホンタイジは、自分の言が軍令であることを、歸順した内モンゴル諸首長に認識させたのである。以後、内モンゴル諸部の兵に八旗と同じ作戰行動を取らせるため、ホンタイジは服屬した内モンゴル諸首長と會盟して、軍規を定めた。このようにして開かれた會盟で最大規模のものは、ホルチン（Korcin）・アル＝ホルチン（Aru Korcin）・オンニュート（Ongniot）・四子（Duin Juse）部の首

長が參集した天聰五年四月のイラン＝チュングル（Ilan Cünggur）での會盟である。

そしてそのおよそ三ケ月後、八旗の主力とともに、服屬した內モンゴル諸部の兵を動員して、ホンタイジは明朝の前線基地、大凌河城の攻略を決行する。この戰鬪は、從來の突入戰とは異なり、包圍戰をおこなったため、作戰行動は長期にわたり、かつ整然としたものであった。またホンタイジ自身が戰場に赴き指揮を執ったため、ホンタイジの言行やホンタイジのもとに集まった情報を記す『天聰五年檔』『舊檔』には作戰や戰鬪の狀況が詳細に記載されている。そこで本稿では、このときのアイシン國の遠征軍が滿洲族の軍事的社會組織である八旗からどのように編成されたものであったのか、またホンタイジは八旗との關係で、內モンゴル諸部兵をどのように位置づけ、作戰を立て、包圍戰を遂行しようとしたのかを分析することにより、當時のアイシン國政權の構造を檢討する。さらに大凌河攻城戰に參加した內モンゴル諸部兵の來歷、アイシン國內で占める地位とその變遷を分析し、ホンタイジの政權構想の一端を解明せんと試みる。

なおこのような視角に立って史料を讀解し、檢討する場合、特に留意しなければならないことがある。それは滿洲族の軍事的社會組織である八旗の各旗も、八旗から抽出して編成した遠征軍の各軍團も、ともに滿洲語原文では“gūsa”と表記されていることである。(6) 本稿では、兩者を區別するために、前者を「旗」、後者を「グサ」と記すことにする。

一　大凌河遠征軍の召集

天聰五年七月五日、ホンタイジは大凌河城を攻略するため、ホルチン部のオーバ（Ooba）・オンニュート部のスン＝ドゥレン（Sun Dureng）・アル＝ホルチン部のダライ＝チュフル（Dalai Cühur）・四子部のセンゲ＝ホショーチ（Sengge Hošooci）にたいし、配下の兵を率いて、七月二七日に養息牧（Yangsimu）河畔のドゥルビ（Durbi）に集結するよう命令を下した。(7) この命令は、同年四月三日にホルチン部長オーバの諫言を受け入れて、チャハル部遠征を取りやめた際に、八旗を率いるベイレらに書き送った手紙の「今秋、我らの前言の通りに明に向かっていって」という一節を實行に移すためのものであ

る。(8) 『舊檔』に掲載されるこの命令は合計四通であり、いずれもモンゴル語で記されており、それぞれの冒頭に“qaγan-i jarliγ”（ハーンの勅令、ハーンの旨）とある。また『老檔』の該當部分では“han i hese”（ハンの旨）とある。ホルチン・オンニュート・アル＝ホルチン・四子部の首長には、『舊檔』に載るモンゴル語の命令と同一のものが實際に送られたものと考えられ、“qaγan-i jarliγ”から始まるこの四通の命令には、命令を下す者（アイシン國ハンたるホンタイジ）と受け取る者（歸順した内モンゴル諸首長）の關係が明示されており、ホンタイジは各首長にこの關係を認めさせようとしていたことがわかる。ただ彼らの牧地が大凌河から比較的遠かったため、動員を命令した兵は多くなく、ホルチン部長オーバにたいしては「明に兵を動員して出征するとき、ホシューン（qosiγun）毎に各一〇〇名の兵が出るといっていた。各一〇〇名の兵が出るのは結構だが、各五〇名の兵が出てこい」(9)と命令し、オンニュート部長スン＝ドゥレンに對しては「〔オンニュート部の〕スン＝ドゥレンの二ホシューンからタイジ二名が、〔アル＝ホルチン部の〕ダライ〔＝チュフル〕のホシューンからタイジ一名が、四子〔部〕からタイジ一名が、各一〇〇名の兵を率いて來い」(10)と命令している。ここにあらわれる「ホシューン」が、天聰五年當時具體的に何を指していたのか判然としないが、天聰八年以後、旗に倣って編立される外藩モンゴルの旗は、オンニュート部二旗・アル＝ホルチン部一旗・四子部一旗であり(11)、上記のホシューンの數と一致する。したがって上記「ホシューン」は後に外藩モンゴルの旗に編成される遊牧集團ととらえることができる。とすると、ホルチン部の「ホシューン」は一一旗に編成され(12)、後に一〇旗となる(13)各遊牧集團のことを指していると考えられ、ホルチン部全體では五五〇名（50×11）の兵が動員されたことになる。この「ホシューン」の部分は、『老檔』では「旗（gūsa）」となっている。

七月九日には、アオハン（Aohan）・ナイマン（Naiman）・バーリン（Barin）・ジャルート（Jarut）部の首長にも、配下の兵を率いて、七月二七日にドゥルビに集結するよう命令を下した(14)。ただ牧地が大凌河城に比較的近いため、ホルチン部等の場合とは異なり、この四部にたいしては家畜を見張る者以外の全ての者を動員せよと命令している。またハラチン

(Karacin)・トゥメト(Tumet)部にも動員の命令を下したようで、『舊檔』第七册、三四四二頁、天聰五年七月一七日條(『老檔』太宗二、五二二頁)には、「トゥメトに使者として行ったボボイ(Boboi)が到着した」とある。

七月一八日、ホンタイジは大ベイレであるダイシャン・マングルタイらを集めて、遠征軍を管轄する主(ejen)を任命した。このことを記して『天聰五年檔』の同日條には、

グサの主の兩側に各一名のメイレン(meiren)の主、各ジャラン(jalan)に各一名のジャランの主を任じた。

とある。このグサの主・メイレンの主・ジャランの主が、滿洲族の軍事的社會組織である八旗の官職(後の都統・副都統・參領)そのものであるならば、このときに新たにメイレンの主・ジャランの主を任じる必要はなかったはずである。したがって、ここにあらわれるグサとは、八旗の各旗から抽出して編成した軍團のことであり、メイレンの主・ジャランの主は、このグサの下部組織である部隊を管轄する臨時の役職「委官(alaha hafan)」であると考えられる。なお上記史料では、各軍團を率いるグサの主は新たに任じられておらず、八旗の各旗の主(後の都統)が兼ねていたようである。(15) またこの日、ホンタイジは「漢人の兵の主(nikan cooha i ejen)である佟養性に委ねて紅衣砲・大將軍砲を合計四〇門持って行かせ、瀋陽留守居役をドゥドゥ(Dudu)・サハリヤン(Sahaliyan)・ホーゲ(Hooge)に任せることを決めた。

さらに『天聰五年檔』七月二〇日條によると、ホンタイジは以下のような布告をおこなっている。

一ニルの甲士(uksin)六〇名を三分して、二分率いて行く。一分を駐留させる。瀋陽城にジュシェン(Jušen)兵は二〇〇〇名駐する。サルフ(Sarhū)・東京・鞍山・海州・牛莊・耀州、この六城に各四〇〇名駐する。まだ兵六〇〇名は任務がないままである。その上、蒙古の駐兵がいる。……城を見張る漢人の兵は一三六〇名いる。

"uksin"には「よろい」及び「よろいを着けた正規兵」という意味があり、この場合は後者の意味であるので「甲士」と譯してある。「滿洲(Manju)兵」ではなく、「ジュシェン兵」とあるのは、『天聰五年檔』が天聰九年以前に作成されたことを示している。(16) ここで問題となるのは、甲士六〇名という數字である。周知のように、天聰・崇德年間において

は、一ニルは壯丁二〇〇名から構成されていた。ただこの壯丁すべてが甲士となったのではなく、『太宗實錄』卷五五、崇德六年（一六四一）四月一九日條には、

上諭で、大政殿に皆の者を集めて、宣布した言「八家にそれぞれ所屬する各ニルは、……滿洲の壯丁三名につき、一名を甲士とせよ。〔各ニルの甲士が〕六〇名より多かろうと少なかろうと、壯丁三名につき一名の計算で甲士とせよ……」と。

とある。この史料からは、ホンタイジが滿洲ニルにおいて壯丁三名につき一名を甲士とするよう命じたことと、以前から六〇名を一ニルの甲士の基準數と考えていたことがわかる。

天聰五年時點でも明文化されていなかったが、おそらく一ニルの壯丁二〇〇名のなかから六〇名が甲士となっていたのであろう。以上のように判斷すると、上記『天聰五年檔』の記載からは、滿洲兵の三分の二を出征部隊とし、三分の一を留守部隊としたこと、一ニルにつき二〇名の滿洲兵の留守部隊が合計五〇〇〇名（2,000＋400×6＋600）となることがわかる。また出征部隊の滿洲兵は留守部隊の二倍であるから一萬名となり、當時の八旗の滿洲兵は一萬五〇〇〇名（5,000＋10,000）、二五〇ニル（15,000÷60）となる。

阿南惟敬氏は、サルフ戰が行われた天命四年（一六一九）における滿洲ニル數を約二〇〇ニル、天聰八年におけるそれを二五〇ニル以下としている[17]。天聰五年時點で二五〇ニルという數字は阿南說より若干多いが、これは當時のニル數と滿洲兵數の目安となる數字である。また當時の漢人兵は、ニルに編成されていなかったが、滿洲兵同樣に、三分の一が留守部隊となり、三分の二が出征部隊となったとすると、留守部隊の漢人兵は一三六〇名いるので、その二倍である二七二〇名の出征部隊を想定でき、當時の漢人兵の合計は四〇八〇名となる。さらにアイシン國軍に編入されていたモンゴル兵がいたこともわかるが、その規模はこの史料からは不明である。

二　大凌河遠征軍の編成と布陣

七月二七日、ホンタイジは、ダイシャンら宗室の諸ベイレ・タイジを率いて、堂子に詣でて勝利を祈願した後、瀋陽を出發し、大凌河城に向かった。[18] またホルチンなど歸順した邊外のモンゴル諸部兵との合流の場所と期日は變更になったようで、八月一日にアイシン國軍が舊遼河畔に到着した後、この地でモンゴル諸部兵と合流した。このとき合流したのは、「ホルチン・アル(aru)・ジャルート・バーリン・アオハン・ナイマン・ハラチン・トゥメト、この八路のモンゴルの歩兵・騎兵、二萬名餘り」[19]であった。「アル」とは、オンニュート・アル＝ホルチン・四子部のことである。[20] 上述したように、滿洲兵一萬名、漢人兵二七二〇名、それに規模は判然としないが內屬したモンゴル兵がアイシン國軍として出征した。その合計は二萬名に滿たなかったであろう。すなわち、今回の出征兵力の過半が、歸順しながらも自らの牧地に留まったモンゴル諸部兵から構成されていたのである。また上述したように、この度動員された兵は、ホルチン部五五〇名・アル＝ホルチン部一〇〇名・オンニュート部二〇〇名・四子部一〇〇名の合計九五〇名であったと考えられる。したがってモンゴル諸部兵二萬名のほとんどが、ジャルート・バーリン・アオハン・ナイマン・ハラチン・トゥメト部の者だったことになる。

アイシン國軍が舊遼河畔で邊外のモンゴル諸部兵と合流した翌八月二日、アイシン國軍を管轄するベイレ・大臣らと、合流した邊外のモンゴル諸部の首長らにたいして、ホンタイジはそれぞれ命令を下した。

まず、アイシン國軍を管轄するベイレ・大臣らに下した命令について『天聰五年檔』八月二日條には以下のようにある。

ハン〔ホンタイジ〕と二人のベイレ〔ダイシャン・マングルタイ〕は、「衆タイジらは來い」と言って、〔三人は〕相談して、八旗の大臣ら、モンゴルのベイレら・大臣ら、漢人の大臣らをみな集めて、「ジュシェン・モンゴル・漢

人の衆ベイレら・大臣らよ、汝らが各々考えたことを語れ。我らの國が明を征討することは、どのようにすれば達成できるか。どうなれば残るか。汝らは各々グサごとに分かれて議論せよ」と語ったので、ジュシェン・モンゴル・漢人の大臣らは一三ヶ所に集まって座して議論した。

とある。ここで留意しておくことは、アイシン國の遠征軍が八旗から抽出して編成された八個のグサからなっていたのではなく、「ジュシェン・モンゴル・漢人の大臣らは一三カ所に集まって坐して」とあるように、一三個のグサからなっていたと考えられることである。また、グサを管轄するモンゴルがおり、彼らのなかにはベイレと稱される、すなわちアイシン國宗室と對等の立場にあるものがいたことである。

つづいてアイシン國軍に合流した邊外のモンゴル諸部にたいして、ホンタイジは以下のように命令を下した。(21)

我らを天が慈しみ合わせたので、一つの國、一つの法であるぞ。我らの兵が明の領土に進入して、天が慈しんで行動した場合には、敵對する兵を殺すだけである。ただの民を殺すな。俘虜を得れば、父子・夫婦を引き離すな。着衣を剝ぎ取るな。ただの民を殺したり、着衣を剝ぎ取れば、俘虜を削って告白者に與える。二七回鞭打つ。各ホシューン(22)の主らは各々兵がよく理解するまで語れ。また兵が別れていって、少しでも妄りに掠奪を行ったりするな。妄りに行って殺されれば我らの名を落とすぞ。我らが今春、會盟したとき、どこに行っても、一つの法で行いたいといっていた。法に背くな。

前稿(23)で論じたように、出征した場合は、アイシン國軍と同じ法をモンゴル諸部兵にも適用することを、ここでもホンタイジは繰り返し強論しているのである。「我らが今春、會盟したとき」の「會盟」とは、前述のイラン＝チュングルの會盟のことである。また會盟して天に誓約したのであるから、同じ法を守れと、單に理念的な問題としてホンタイジが要求したのではない。翌三日にホンタイジが、

一ニルにつき各五名のバヤラ（bayara）(24)各五名の營兵（ing i cooha）(25)、蒙古の二グサ全て、邊外のモンゴルの兵全て、

これにデゲレイ＝タイジ（Degelei Taiji）・アジゲ＝タイジ・ヨト＝タイジ（Yoto Taiji）を主として、馬で驅けながら義州の道を行け。

といっているように[26]、デゲレイ・アジゲ・ヨトの統轄のもと、モンゴル諸部兵と八旗から抽出して編成したアイシン國軍とに共同で作戦行動を取らせていたのであり、このためアイシン國軍に合流したモンゴル諸部兵に同じ軍規を守らせることが、現實の作戦遂行上、不可缺だったのである。また「邊外のモンゴルの兵」と並列で記されている「蒙古の二グサ」は、もちろん邊外のモンゴル諸部兵の一部ではない。上述のアイシン國軍一三グサの一部であると考えられるが、このことについては後述する。

『天聰五年檔』には記されていないが、『舊檔』第七册、三四八六頁、天聰五年八月三日條（『老檔』太宗、五二九頁）には、以下のように後段が記されている。

我らは白土廠の道を入って、廣寧の大道を行く。六日に大凌河で合流したい。

この言のとおり、兩路に分かれて進んだアイシン國軍とモンゴル諸部兵とはともに、祖大壽率いる明軍が守る大凌河城に到達し、各軍團は相互に隙間ができないように陣營を設けた[27]。そしてホンタイジは、大凌河城を直接攻撃すれば、兵力を消耗し、損害を被るという判斷から、大凌河城の周圍に二重の壕を掘って、壕の外側に墻を築く包圍作戦をとった。壕・墻の建設には、遠方から出征したホルチン・オンニュート・アル＝ホルチン・四子部以外の全てのモンゴル諸部兵と、アイシン國軍が從事した[28]。

壕・墻の外側のどの方位にどの軍團が布陣したか、『天聰五年檔』『舊檔』には、まとまった記載がないが、各種の實錄に記されている。いま『太宗實錄』卷九、天聰五年八月七日條から、ホンタイジがベイレら・大臣らに下した命令の一部を引用すると、以下の通りである。

北面の西を正黄のグサの主レンゲリ（Lenggeri）が自分のグサの兵を率いて圍んで留まれ。北面の東を鑲黄のグサの

主ダルハン＝エフ（Darhan Efu）が自分のグサの兵を率いて圍んで留まれ。アバタイ＝ベイレ（Abatai Beile）がバヤラの兵を率いて後方を固めよ。南面の中央を正藍のグサの主ギオロ＝セレ（Gioro Sele）が自分のグサの兵を率いて圍んで留まれ。マングルタイ・デゲレイの二ベイレがバヤラの兵を率いて後方を固めよ。南面の西を鑲藍のグサの主宗室フィヤング＝アゲ（Fiyanggū Age）が自分のグサの兵を率いて圍んで留まれ。ジルガラン＝ベイレ（Jirgalang Beile）がバヤラの兵を率いて後方を固めよ。南面の東を蒙古のグサの主ウネゲ（Unege）が自分のグサの兵を率いて圍んで留まれ。日が昇る東面の北を正白のグサの主カクドゥリ（Kakduri）が自分のグサの兵を率いて圍んで留まれ。エルケ＝チュフル＝ベイレ（Erke Cūhur Beile）［ドド］がバヤラの兵を率いて後方を固めよ。日が昇る東面の南を鑲白のグサの主イルデン（Ilden）が自分のグサの兵を率いて圍んで留まれ。メルゲン＝ダイチン＝ベイレ（Mergen Daicin Beile）［ドルゴン］がバヤラの兵を率いて後方を固めよ。日が沈む西面の北を正紅のグサの主ホショトゥ＝エフ（Hošotu Efu）が自分のグサの兵を率いて圍んで留まれ。アンバ＝ベイレ（Amba Beile）［ダイシャン］がバヤラの兵を率いて後方を固めよ。日が沈む西面の中央を蒙古のグサの主オボンドイ（Obondoi）が自分のグサの兵を率いて圍んで留まれ。日が沈む西面の南を鑲紅のグサの主イェンチェン（Yencen）が自分のグサの兵を率いて圍んで留まれ。ヨト＝ベイレがバヤラの兵を率いて後方を固めよ。さらに歸順した各路のモンゴルのベイレらの兵は、空隙に留まれ。女婿總兵官佟養性は紅衣砲・將軍砲の重兵（ujen cooha）を率いて錦州の方の大路を固めて留まれ。兵の主らはみな、各々自分たちの持ち場を確實に見張れ。城の中から一人も出すな。

この布陣を圖示すると、**圖Ⅰ　大凌河攻城戰圖①**となる。各グサの主が營兵を率いて前方にあり、そのグサの旗王がバヤラを率いて後方を固めるという布陣になっている。當然レンゲリ率いる正黃のグサの後方に正黃旗の旗王ホンタイジがバヤラを率いて布陣したと考えられる。この布陣の記述は、『天聰五年檔』『舊檔』に殘されている個別戰鬪の記錄と矛盾しない。ただ邊外のモンゴル諸部兵の布陣については、「歸順した各路のモンゴルのベイレらの兵は、空隙に留まれ」

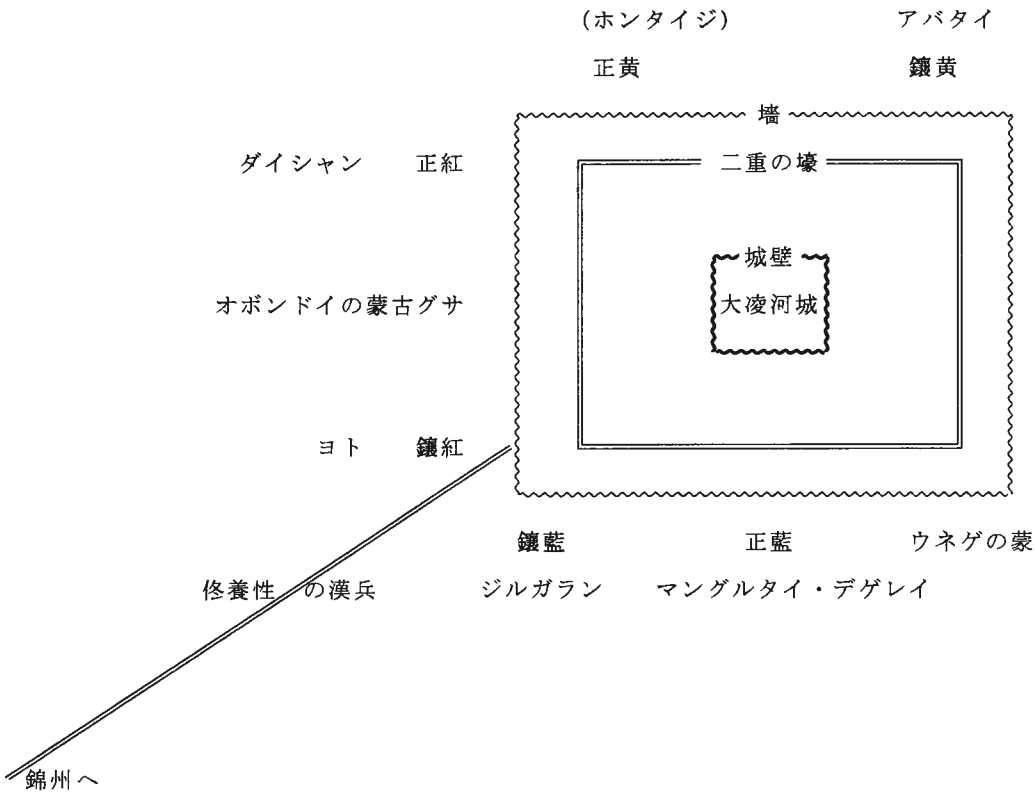
(ホンタイジ)
アバタイ
正黄
鑲黄
墻
ダイシャン
正紅
二重の壕
正白
ドド
城壁
大凌河城
オボンドイの蒙古グサ
鑲白
ドルゴン
ヨト
鑲紅
鑲藍
正藍
ウネゲの蒙古グサ
佟養性の漢兵
ジルガラン
マングルタイ・デゲレイ
錦州へ

圖Ⅰ　大凌河攻城戰圖①

とあるのみで、具體的な位置關係は判明しない。また佟養性率いる砲兵部隊を“ujen cooha”と記したのは、『太宗實錄』編纂者の誤解である。當時、平常時において八旗から獨立して編成した漢人の旗（漢軍、ujen cooha）が存在していたことは確認できず、また砲兵部隊を構成した漢人が獨自のニルに編成されていたわけでもない。佟養性率いる砲兵部隊は、當時一般に「シ＝ウリ＝エフ（Si Uli Efu）〔佟養性〕のグサ」と稱され、構成員である漢人は、平常時において八旗の滿洲ニルに壯丁として編入されており、戰時において各滿洲ニルから抽出されて、漢人グサ（砲兵部隊）を構成し、佟養性の指揮下に入ったのである。この漢人の砲兵部隊が“ujen cooha”と呼ばれるようになるのは、天聰八年のことであり、さらにニル編成を伴った軍事的社會組織である旗二個に編成されるのは崇德二年（一六三七）のことであり、これが崇德四年に四旗編成となり、同七年に八旗編成となるのである。(29) なお天聰五年當時、この漢人の砲兵部隊を率いる佟養性は、前述したように「漢人の兵の主（nikan cooha i ejen）」と稱されていた。

上記史料からは、八旗から編成した八個のグサと佟養性の率いる漢人グサのほか、オボンドイ・ウネゲが率いる二つの蒙古グサが存在していたことも確認できる。これが前揭の『天聰五年檔』八月三日條にあらわれる「蒙古の二グサ」のことである。張晉藩・郭成康の兩氏によれば、ヌルハチの時代以來、少人數で內屬を希望するモンゴル人がしばしば現れたが、彼らはニルに編成され、八旗の各旗に分屬することになり、遲くとも天聰四年までに各旗に五個の蒙古ニルが配屬された。ただ朝賀の儀禮や遠征においては、各旗から抽出され、ウネゲとオボンドイに率いられる獨立のグサを構成していたのであるという。(30)

以上のように、『太宗實錄』天聰五年八月七日條は、大凌河攻城戰のアイシン國軍が滿洲八グサ・蒙古二グサ・漢人一グサの合計一一グサから構成されているように記してある。しかし前揭『天聰五年檔』八月二日條が示唆するように、アイシン國軍は一三グサからなっていたと考えられるのであり、一三グサにはベイレの稱號を持つモンゴルの首長が率いるグサが存在していたはずである。

構成が判明した上記の一一グサ以外の軍團の布陣を示す史料として、『天聰五年檔』九月三日條に收められる大凌河の陣營から瀋陽に送った報告の一節がある。

〔八月〕三〇日に大凌河城の漢人が出て、門の南の臺を攻めようと來たのを、南面に宿營した鑲白、ウネゲ＝バクシ、正藍、鑲藍、オボンドイ、鑲紅、アオハン・ナイマン、ミンガン＝ベイレ（Minggan Beile）、正紅、この九グサが破って、門に追いつめて殺した。……北面に宿營した正白、シ＝ウリ＝エフ、バーリン・ジャルート、エンゲデル＝エフ（Enggeder Efu）、鑲黃、正黃、トゥメト・ハラチンの七グサは動かなかった。(31)

すなわち、大凌河城を合計一六グサが包圍していたのである。またこのうち一一グサの布陣を**圖I**と對照すると、この報告では大凌河城包圍の陣立てを南北に分けてそれぞれ東から西に記していることがわかる。相違點は、オボンドイの蒙古グサと鑲紅グサの配置が逆轉していることと、佟養性の漢人グサが城の西南から東北に移動していることのみであり、記述の信憑性は高い。おそらく記載されている一六グサ全てが報告の順番の通り東から西に配置されていたのであろう。

また上記報告からは、邊外のモンゴル諸部兵が、アオハン・ナイマン、バーリン・ジャルート、トゥメト・ハラチンの組み合わせで連合し、三つのグサを構成していたことがわかる。そして殘るミンガン＝ベイレのグサとエンゲデル＝エフのグサが、アイシン國軍一三グサのうち、不明であった二グサなのである。

ミンガンは、天命七年に屬民を率いて內屬したウルート（Urut）部の首長である。『舊檔』第二册、一〇二〇頁、天命七年二月一六日條（『老檔』太祖二、五三四頁）によると、ミンガンらウルート部の首長が率いて來た者のなかには壯丁一〇〇〇名が含まれていた。エンゲデルは、屬民を率いて天命九年、最終的に內屬した內ハルハ五部の一つバヨト（Bayot）部の首長である。このミンガンが率いるウルート部とエンゲデルが率いるバヨト部について、『舊檔』第二册、一一〇三～一一〇五頁、天命七年三月二九日條（『老檔』太祖二、五三四頁）に、

ハン〔ヌルハチ〕がモンゴルから來たベイレらに書を與えて訓した言「我が國內で、〔內〕ハルハ〔のバヨト部〕か

ら來たベイレらは一旗として暮らせ(banji)。チャハル〔のウルート部〕から來たベイレらは一旗として暮らせ」と。とある。「暮らせ」と平常時のことをヌルハチは命令しているのであるから、この場合「旗」は滿洲族の軍事的社會組織である八旗の各旗に準じる組織を意味しており、これを軍團である「グサ」と譯すことは適切ではない。また第三章で詳述するが、當時はまだバヨト部の主要部分が內屬する前であり、この時點で、バヨト旗に八旗の各旗に匹敵するような實態が備わっていたかについては疑問であるが、エンゲデル・ミンガンがそれぞれウルート部の屬民・バヨト部の屬民に對して有していた支配權を追認し、それぞれの集團を八旗の各旗に匹敵する存在として、政權內に取り込むという方針を明らかにしたことは間違いない。大凌河攻城戰に參加したエンゲデル＝エフのグサとミンガン＝ベイレのグサとは、バヨト旗とウルート旗から抽出して編成したモンゴル人の軍團だったのである。

さらに上記『天聰五年檔』九月三日條に收められる大凌河の陣營から瀋陽に送った報告の前段には、

> 八月二〇日に「アジゲ＝タイジ、ショト＝アゲ(Šoto Age)、グサ毎に各五〇名のバヤラ、各二名の蠶の主(tu i ejen)[32]、二〇名の哨兵、アル・ホルチンの全て、アオハン・ナイマンの一〇〇名、バーリン・ジャルートの一〇〇名は、錦州・松山の道を遮斷するよう駐せ」と遣わしていた。

とある。當初佟養性の率いる漢人グサが駐していた場所に、あらためてアル（オンニュート・アル＝ホルチン・四子部）とホルチンの全ての兵をアジゲ・ショトが率いて駐するように、ホンタイジが命令したのである。上述したようにアオハン・ナイマン部の連合軍、バーリン・ジャルート部の連合軍、トゥメト・ハラチン部の連合軍がともにグサと稱されていたので、この記述からすると、オンニュート・アル＝ホルチン・四子部とホルチン部の連合軍も、一グサを構成していたと考えられる。

すなわち、大凌河攻城戰の包圍軍は、アイシン國軍の一三グサと邊外のモンゴル諸部兵の四グサの合計一七グサで構成されていたのである。

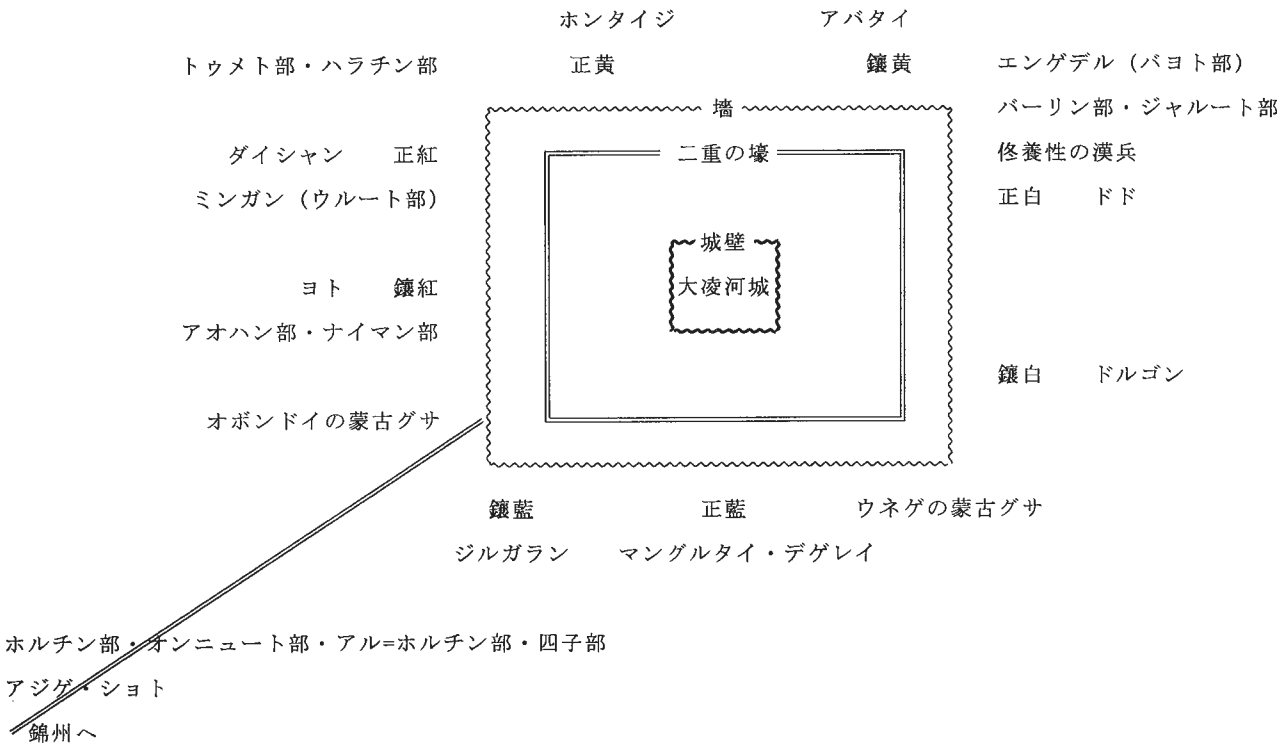

圖II　大凌河攻城戰圖②

表Ⅰ　大凌河遠征軍のグサの編成母體

グサの類別	各グサの編成母體
滿洲の八グサ	八旗の各滿洲ニルの壯丁
オボンドイ・ウネゲ率いる蒙古の二グサ	八旗の各蒙古ニルの壯丁
佟養性率いる漢人の一グサ	八旗の各滿洲ニルに編入された漢人の壯丁
エンゲデル・ミンガンが率いる二グサ	內屬したバヨト部・ウルート部のモンゴル人の壯丁（兩部は八旗から獨立した旗を構成）
邊外のモンゴル諸部兵の四グサ	自らの牧地に留まりながら、歸順したアオハン・ナイマン部、バーリン・ジャルート部、トゥメト・ハラチン部、ホルチン・オンニュート・アル＝ホルチン・四子部の壯丁

これを圖示すると、**圖Ⅱ　大凌河攻城戰圖**②の布陣となる。また各グサの編成母體を示すと、**表Ⅰ　大凌河遠征軍のグサの編成母體**となる。

表Ⅰで示したように、大凌河を包圍したグサと呼ばれる一七の軍團の編成母體は多様である。また砲兵部隊という特殊任務を帶びた漢人グサ一個のほかは、滿洲のグサが八個、來歷を異にするがモンゴルのグサが八個であり、グサ數の上では滿洲とモンゴルは對等であった。兵數から考えると、邊外のモンゴル諸部兵四グサだけで二萬名であり、包圍軍の過半を占めていたと考えられる。このように、大凌河攻城戰においては、八旗の蒙古ニルから編成した二グサ・內屬した獨立旗から編成した二グサ・邊外のモンゴル諸部から編成した四グサという、アイシン國政權のなかで異なった地位を占めていたモンゴルの軍事力が、重要な役割を擔っていたのである。ホンタイジ直屬の兩黃の二グサ・宗室の諸ベイレが率いる六グサ・八旗の蒙古ニルから編成した二グサ・內屬したモンゴルの獨立旗から編成した二グサ・邊外のモンゴル諸部から編成した四グサの順番で、アイシン國政權の外緣部へと向かい、ハンの權力も及びにくくなっていったであろうが、ホン

タイジは、これらを同じグサという部隊編成單位で認識し、共同で作戰行動を取らせていたのである。ホンタイジは、もちろんモンゴル諸勢力を遠征に動員してアイシン國軍と同じ法・軍規を守らせることにより、モンゴル諸部に對する支配を強化することをねらっていたであろう。またアイシン國軍が得意とする突入戰による短期決戰ではなく、ホンタイジ自ら出陣し、一七グサの大軍を繰り出し、長い時間をかける包圍戰を選んだ背景には、編成母體の異なる各グサをハンの出陣した戰場に一定期間釘附けにし、整然と共同の作戰行動を取らせることにより、アイシン國政權への一體感を喚起しようとする側面があったであろう。

結局三ケ月にも及ぶ包圍により城內は飢餓狀態となり、一〇月二八日に守將、祖大壽らが投降・開城し、大凌河攻城戰は終結した。

三　大凌河攻城戰前後のバヨト旗

大凌河攻城戰の一七グサの編成母體を通覽して興味深いことは、この中にバヨト・ジャルート・バーリンの各部からなる二つのグサが含まれていることである。これらの三部は、かつてホンギラト部・オジエト部とともに內ハルハ五部と稱されていたが、ホンギラト部とオジエト部がヌルハチに滅ぼされ、天聰五年當時殘存したのはこの三部のみであった。すなわち大凌河攻城戰には、內ハルハの殘存勢力全てが出征したのである。しかも、バヨト部は內屬しながらも八旗からは獨立した旗を構成しており、ジャルート・バーリン部は歸順しながらも自らの牧地に留まっていたというように、立場を異にしていた。

そこで以下、バヨト部とジャルート・バーリン部がアイシン國內で占める地位とその變遷を分析し、ホンタイジがモンゴル諸部を政權の中に取り込みながら、どのような政權構想を練っていたのかを、更に檢討していく。

內ハルハ五部のうちバヨト部は、一五九四年からヌルハチに遣使するなど、早くから友好的な態度を取っていた(33)。エン

ゲデル自身は、一六〇五年ヌルハチのもとを訪れ貢馬する。[34] 翌年にもエンゲデルはヌルハチのもとを訪れるが、その際エンゲデルは内ハルハの諸首長から派遣された使者を伴っており、一同を代表して、ヌルハチに對してクンドゥレン＝ハン（Kundulen Han、「恭しいハン」の意）の稱號を奉った。[35]

天命二年（一六一七）、ヌルハチが弟シュルガチ（Šurgaci）の娘スンダイ＝ゲゲ（Sundai Gege）をエンゲデルに妻として與えると、[36] エンゲデルは正妻を他人に與えて、この娘を迎えている。[37] これによってエンゲデルとアイシン國との關係は、決定的なものになったようである。はやくも翌天命三年四月、エンゲデルは、アイシン國軍の撫順攻城に參加している。[38]

ただ當時の内ハルハ最大勢力であるオジエト部のジョリクトゥ（Joriktu）は、明朝とアイシン國の間にあって、うまく立ち回り自らの勢力の保全を計り、自利を貪ろうとしており、アイシン國に友好的なバヨト部との關係は惡化したようである。このため天命六年には、マンゴル（Manggol）・グルブシ（Gurbusi）らバヨト部の首長らが、自らの牧地を棄て、屬民・牧群を率いてアイシン國に内屬した。[39]

翌天命七年元旦の朝賀の儀禮では、宗室の諸ベイレに續いて、滯在中のエンゲデルと前年に内屬したマンゴル・グルブシが叩頭している。[40] そして同月八日には、ヌルハチはエンゲデルに平虜堡の男女四三四名を與えた。このとき、ヌルハチは「漢語を知り、心正しく、罪を犯さない愼み深い者を選んで、一〇家住ませよ。汝らは勝手に何も取り立てず、一年に銀一〇〇兩・穀物一〇〇斛を公課として取って、我が手ずから與えよう」といっているので、エンゲデルに與えた平虜堡の男女四三四名とは、彼らから取り立てた稅を與える一種の食邑のことであろう。またこれに續いて、ヌルハチは「駙馬・公主（エンゲデル・スンダイ＝ゲゲ）が行けばラッパ・サルナを吹きながら、境を出て見送るように。來れば、境を出て出迎えるように」といっている。すなわちエンゲデル夫妻は、當時自分たちの牧地とアイシン國内を往復しながら二重生活していたのである。[41] ちなみにこの年は三月六日に歸鄉している。[42]

天命八年四月、アイシン國軍がジャルート部に遠征したが、その論功行賞によれば、この遠征には内屬したグルブシ・

マンゴルらバヨト部の首長も参加していた。[43] すなわちバヨト部の首長らは、内屬後、同じ内ハルハに屬するジャルート部遠征に動員されたのである。ここからは、内屬したバヨト部首長の忠誠心と軍事力に對するヌルハチの強い期待をみることができる。

そして、同年七月、エンゲデル自身が「ゲンギイェン＝ハンに頼って暮らしたいと來た」と内屬することを、ヌルハチに申し入れたのである。[44]

天命九年元旦の朝賀の儀禮では、まずアンバ＝ベイレのダイシャンが叩頭し、續いてエンゲデルがモンゴルの諸首長を率いて叩頭した後、アミン・マングルタイら宗室の諸ベイレが叩頭した。すなわち、前々年に比べエンゲデルの宮廷席次は上昇し、宗室の諸ベイレに先んじて、アンバ＝ベイレたるダイシャンに次ぐ宮廷席次が與えられていたのである。[45] またこの時、歸順しながら自らの牧地に留まっていたモンゴル族首長のうち、少なくともホルチンのダイチン＝タイジ (Daicing Taiji) とジャルートのネイチ＝ハン (Neici Han) の子セレン＝タイジ (Sereng Taiji) が來朝しており、[46] 彼らはエンゲデルに率いられてヌルハチに叩頭したものと思われる。このことは、内屬したバヨト旗・ウルート旗だけではなく、牧地に留まりながらアイシン國に歸順したモンゴル諸部の代表としての地位がエンゲデルに與えられていたことを示している。さらにこの天命九年元旦の朝賀の儀禮では、宗室の諸ベイレに續いて李永芳・佟養性が朝鮮の官員・漢人の官員らを率いて叩頭し、最後にウネゲ＝バクシ (Unege Baksi) が八旗に編入されたモンゴル人を率いて叩頭している。このことは、上記のようなエンゲデルの地位が、八旗に編入されていた蒙古グサを率いるウネゲのそれを遙かに超越するものであったことを示している。[47]

一月六日には、エンゲデルの屬民・牧群を連れてくるために、宗室の一〇名のベイレ・タイジらに、各ニルから一〇名の甲士を率いさせるという大規模な人員を、エンゲデルと一緒に派遣している。[48] 迎えに出たヌルハチは、一七日に彰義站の境外で、歸還した宗室のベイレ・タイジら、内屬したバヨト部の首長らを接見した。この時、謁見したバヨト部の首

長は、エンゲデル、エンゲデルの弟マングルダイ（Manggüldai）、エンゲデルの子ナンヌク（Nangnuk）・メンドゥ＝ダガン（Mendu Dagan）、マングルダイの子マンジュシリ（Manjusiri）であった。(49) 謁見したバヨト部の首長の顔ぶれから考えると、これをもってバヨト部の屬民の大半が、アイシン國に内屬したと考えられる。ヌルハチは、内屬したエンゲデルらに、當時の都である東京城の内外に家を賜り、さらに莊園と身の回りの世話をさせる隷民を與えた。(50)

これら内屬したエンゲデル一族らはバヨト部の屬民たちを率いて、少なくとも天聰六年（一六三二）までは、八旗とは別個の旗を構成し、戰場ではこの旗から抽出して編成したエンゲデルのグサがアイシン國軍の一角を占めていた。第二章で論じた天聰五年の大凌河攻城戰において、「張道員（張春）」の兵を避けたとして、エンゲデル・マングルダイ・ナンヌクらバヨト部の首長が、天聰六年二月二九日に一括して處罰されている。(51) このことは、エンゲデルのグサとして、バヨト部の首長らがまとまって軍事行動を取っていた證左である。

天聰六年五月、アイシン國軍は西に迂回して長城を越えて華北に侵入した。このとき左翼軍を率いたアジゲが宣府・大同を攻略し、右翼軍を率いたジルガランらが歸化城を攻略した。『舊檔』第八册、三七八六～三七八八頁、天聰六年六月七日條（『老檔』太宗二、七八二～七八五頁）は、左翼軍の鹵獲した俘虜をアジゲがホンタイジに報告したもので、

エンゲデル＝エフのグサの得た俘虜は、駱駝が四頭、馬が二頭、牛が一〇〇頭、驢馬が四頭、羊が二〇〇頭、人が七〇名で、合計三八〇。銀が二五五錁。

という一節がある。これもエンゲデルがバヨト旗の屬民から編成したグサを率いて、まとまって軍事行動を取っていたことを示している。

ところが、『舊檔』第八册、三八五八～三八五九頁、天聰六年（一六三二）九月八日條（『老檔』太宗二、八四八～八四九頁）には、

歸順したモンゴルの諸ベイレを亂れているとて、別の旗として行動するのを止めさせた。「ベイレら自身は各々、旗

のベイレらに従い行動せよ。隷民はウネゲ・オボンドイのグサに併せよ」と併せた。とある。これは、第二章で論じたバヨト旗と同様の來歴のウルート旗に關するものであるが、張晉藩・郭成康の兩氏は、この記載により、ウルート旗を廢止し、その屬民を八旗の蒙古ニルから編成するウネゲとオボンドイのグサに編入したのであるという。[52] またバヨト旗をも同時に廢止したであろうと推測する。前揭の『舊檔』天聰六年六月七日の記事を最後に、エンゲデルの率いるグサが存在し、アイシン國軍の一角を占めていたことを記す記述が、『舊檔』などからは見つからなくなるので、兩氏の說は正しいであろう。

さらに、天聰九年二月、ウネゲ＝バクシのグサとオボンドイのグサの構成員を中心として、新たに內屬したハラチン部の屬民などを加えて、八旗から八旗蒙古を分編したが、舊バヨト旗・ウルート旗の構成員は留まり、八旗滿洲の旗分となった。[53] このうちバヨトのエンゲデル一族の首長層は正黃旗滿洲に編入されていった。[54]

崇德元年（一六三六）四月一六日にエンゲデルは死去したが、『舊檔』の同日條（第一〇冊、四七五三頁、『老檔』太宗六、一〇一一頁）には、エンゲデルの經歷が記されている。それによれば、ヌルハチの時代に歸順後、エンゲデルは總兵官を授けられている。また『初集』によれば、授けられたのは三等總兵官であった。[55]

總兵官とは、ヌルハチの家臣や、歸順あるいは降伏してヌルハチの都城に集住することになった首長層を官僚化するために天命五年三月一日に制定された武官制度の最高位である。[56] この武官制度は世職制度として整備されてゆき、天聰八年四月六日に總兵官は昂邦章京（amban i janggin）と名稱變更された。[57]

順治元年（一六四四）一〇月一〇日には、昂邦章京の上に、公・侯・伯の三爵が設けられた。[58] さらに順治四年一二月一八日には、武官の昂邦章京は、精奇尼哈番（jingkini hafan）に改稱された。[59]

エンゲデルに與えられた總兵官も昂邦章京に名稱變更されており、エンゲデルの死後、シュルガチの娘スンダイ＝ゲゲとの閒に生まれた第四子エルケ＝ダイチン（Erke Daicing）が父の三等昂邦章京を繼いだ。[60] エルケ＝ダイチンは、ドルゴ

ン攝政期（一六四三～一六五〇）にドルゴンに與みしなかったため憎まれ、一時失脚するが、順治帝が親政するに及び、再登用され、世職の最高位である一等公、旗人官僚の最高位である領侍衛内大臣にまで昇進する。(61)

またエンゲデルの長子ナンヌクは、エンゲデルに從って内屬した後、ホンタイジに仕えて工部右參政まで昇進する。一時失脚するが、再び登用され、内大臣にまで昇る。(62)順治一〇年には、來朝中のダライ＝ラマ五世とグーシ＝ハーンに金册・金印を送り屆ける大任を命じられ、二人が滯在する代噶に赴いた。(63)

このほかにも、舊バヨト部の首長層であるエンゲデルの一族の多くが、旗人官僚として入關後にいたるまで政權の中樞で活躍している。(64)彼らは正黃旗滿洲のほか、鑲黃旗・正白旗・鑲白旗滿洲に所屬していた事例を見いだすことができる。

以上のように、内屬したバヨト旗・ウルート旗だけではなく、歸順しながら自らの牧地に留まった邊外のモンゴル諸部の代表という地位を占めていたエンゲデルは、時閒を追うにしたがって、八旗制度の中に組み込まれてゆき、その子には旗人官僚としての地位が受け繼がれていったのである。このようなエンゲデルの地位の變化に伴って、邊外のモンゴル諸部の代表としての地位をアイシン國内で築いていったのは、天命一一年六月にヌルハチからトシェート＝ハン（Tusiyetu Han）という破格の稱號を與えられたホルチン部長オーバ（Ooba）であった。(65)

『天聰五年檔』一月一日條に載る元旦の朝賀の儀禮は、このようなエンゲデルの地位の變化を示しており興味深い。それによると、ホンタイジが大衙門の中央に坐し、その兩側に兩大ベイレであるダイシャンとマングルタイが坐し、これにまずトシェート＝ハンたるオーバ、次ぎにマングルタイの同母妹マングジ＝ゲゲ（Manggūji Gege）を娶りジノン＝エフ（Jinong Efu）の稱號を持つアオハン部のソノム＝ドゥレン（Sonom Dureng）の順番で叩頭した。續いて、旗王あるいはその代理である宗室の八人のベイレが叩頭した。その後にエンゲデル＝エフがチャハル（この場合はウルート）・ハルハ（この場合はバヨト）のベイレらを率いて叩頭した。最後に八旗に編入された漢人官僚を率いる佟養性、八旗のモンゴルの大臣らを率いるウネゲ、アルのモンゴル人の順番で叩頭した。

當時、大ベイレのうちアミンは失脚していたが、マングルタイの失脚前であり、ホンタイジの絶對的な權力は確立しておらず、ホンタイジが朝賀を受ける場合、玉座の傍らには、大ベイレのダイシャンとマングルタイが坐すことに象徴されるような、いわゆる「三尊佛」の體制であった。これに邊外のモンゴル諸部の代表としてまずオーバとソノムが叩頭したのである。また旗王以下の叩頭の順番から考えると、內屬したバヨト旗を率いるエンゲデルの地位は、八旗の旗王の下で、漢人グサを率いる佟養性・蒙古グサを率いるウネゲの上ということになる。

天聰一〇年（崇德元年）、ホンタイジは大清皇帝に卽位するにあたって、宗室の諸ベイレ及び、邊外のモンゴル諸首長に對して、和碩親王（hošoi cin wang）・多羅郡王（dorgi giyūn wang）・多羅貝勒（dorgi beile）等の王爵が與えられた。これにより、宗室の諸ベイレとともに、清朝に歸順した邊外のモンゴル諸首長は、清朝の王族を構成することになり、邊外のモンゴル諸首長は、八旗の諸王に對して、外藩の諸王と位置づけられることになった(66)。宗室の諸王からは、ダイシャンら六名が最高位の和碩親王位を授かったのにたいし、外藩の諸王からは、オーバを繼いだホルチン部のバダリ（Badari）ら三名が和碩親王の位を授かった。『舊檔』ではこれら外藩の親王三名の筆頭にバダリを記している(67)。

ホルチン部のオーバ・バダリ父子は、アイシン國・清朝に忠誠を誓いながら、自らの牧地にとどまることにより、外藩モンゴルの筆頭として、最高位の宗室の諸王と同等の扱いを受けるようになったのである。

牧地にとどまりながら、清朝に歸順する外藩モンゴルの首長層は、ホルチン部に限らず、王爵が授けられてゆき、清朝宗室の諸ベイレと同等の扱いを受けることになる。また彼らの率いる屬民たちは、天聰八年以降、八旗にならい旗に編成され、旗ごとに牧地を指定され、旗を率いた首長は崇德七年（一六四二）ジャサクに任命された。このジャサクは世襲であり、旗內の牧地・屬民に對しては從來の傳統的な諸權利を一部は制限されたが、旗內の徵稅權、裁判の初審權などを事實上清朝政府から認められていた。そして外藩モンゴルの王公たちは、旗に編成された配下の牧民を軍事力として清朝の藩屛となっていくのである。

これに對してエンゲデル一族をはじめとするバヨト部の首長層は、内屬前後において、宗室の諸ベイレに匹敵する宮廷席次を與えられながらも、その後段階を踏んで徐々に八旗制度のなかに組み込まれてゆき、官僚化していったのである。領侍衞内大臣等の高官を輩出し、世職の最高位である一等公にまで昇りつめた者も出たが、ただしその高位・高官はあくまでも、清朝の官僚・臣下としてのものだった。

四　大凌河攻城戰前後のバーリン部・ジャルート部

バーリン部とジャルート部は、天命一一年にアイシン國側の攻撃を受け、續いてチャハル部に襲撃され敗走し、嫩江流域のホルチン部に身を寄せた。(68) しかし、ホルチン部の搾取が嚴しいため、まずバーリン部の首長が屬民を率いて、天聰二年四月アイシン國に歸順した。(69) 續いてジャルート部の首長が屬民を率いて、天聰二年一二月アイシン國に歸順した。(70)

歸順後、これらバーリン部・ジャルート部の大半は、アイシン國内に内屬したのではなく、自らの牧地に留まっていた。兩部の牧地にたいしては、遲くとも天聰三年以前に、ホンタイジが地界を畫定していた。これは内ハルハ五部のうちホンギラト部・オジエト部の壞滅、バヨト部の内屬、それにチャハル部の侵入等により、從來の勢力範圍に混亂が生じたジャルート部・バーリン部に對して、牧地を安堵する狙いがあったものと考えられる。(71)

また兩部はかなり疲弊していたにもかかわらず、歸順後比較的早くからアイシン國軍の一翼を擔っていた。天聰三年一〇月に、アイシン國軍が西に迂回し、長城を越えて華北に侵入するため出發したが、その際、ジャルート部の首長は、各自屬民を率いて、アイシン國軍に合流した。また、バーリン部の首長も、屬民を率いてアイシン國軍に合流したが、率いる兵が少ないこと、馬が痩せていることを、ホンタイジから嚴しく叱責されている。このことからは、アイシン國軍の遠征に際しては、從軍し應分の働きをすることが、歸順直後からバーリン部・ジャルート部に課せられた義務であったことがわかる。(72) 第二章で論じた天聰五年の大凌河攻城戰においても、このような義務として、バーリン部・ジャルート部は出

征したのである。天聰六年五月には、アイシン國軍が再度西に迂回し、長城を越えて華北に侵入するが、歸順した邊外の他のモンゴル諸部とともに、バーリン部・ジャルート部はこの作戰にも動員されている。[73]

後に、バーリン部・ジャルート部は、八旗に倣って各二旗に編成される。この二部が旗に編成される時期を、矢野仁一・田村實造の兩氏は、天聰八年としており、田山茂氏も一應この天聰八年說を追認している。[74] このことに關して、『舊檔』第一〇册、五二二七～五二四四頁、崇德元年一一月六日條（『老檔』太宗四、一三八九～一四〇四頁）には、

外藩モンゴルのニルを編成するために行ったアシダルハン＝ナクチュ（Asidarhan Nakcu）・ダヤチ＝タブナン（Dayaci Tabunang）が到着した。これらの者が持ってきた書の言、「……バーリンのアユシ（Ayusi）の旗は六二〇家、一二ニルである。マンジュシリ（Manjusiri）の旗は八八〇家、一七ニルである。……ジャルートのサンガル（Sanggar）の旗は一九八〇家、三八ニルである。ネイチ（Neici）の旗は一四三〇家、二九ニルである……」。

とある。この史料は、崇德元年にバーリン部・ジャルート部等の外藩モンゴル旗下の屬民をニルに編成したのであるから、遲くとも崇德元年以前に、バーリン部・ジャルート部が旗に編立されていたことは閒違いない。[75] さらにジャルート部・バーリン部の首長も、ホルチン部に比べるとかなり遲れるのであるが、順治五年に王爵が授けられ、外藩の王公に列せられている。[76]

ところで、このジャルート部とバーリン部はすべてが外藩となるのではなく、內屬して八旗に編入されたものたちもいた。『通譜』卷六六には、札魯特地方博爾濟吉特氏の條があり、國初來歸の人として、バク＝ベイレ（巴克貝勒）・ハラ＝ババイ（喀喇巴拜）らの傳が立っており、いずれも鑲黃旗滿洲所屬となっている。[77] かれらはどのような來歷なのであろうか。

前述の天命一一年のアイシン國軍の攻擊で、ジャルート部・バーリン部は大打擊を受けたが、このときジャルート部では多くの首長層が俘虜となっている。『太宗實錄』卷一、天命一一年一二月五日條には、捕らえた一四名の首長のうち、

バク＝ベイレ（Bak Beile）・ダイチン（Daicing）ら一〇名の名があがっている。このうちハラ＝ババイの子ダイチンについては、『天聰五年檔』二月二七日條に、以下に掲げるような興味深い記事が記されている。

モンゴルのジャルート國のベイレたちは、ゲンギイェン＝ハン（Genggiyen Han）〔ヌルハチ〕と講和し誓った言葉を破って、戰いとなった。そこでゲンギイェン＝ハンが崩御した丙寅年〔天命一一年、一六二六〕一一月に、スレ＝ハン（Sure Han）〔ホンタイジ〕は二名の兄〔ダイシャン・アミン〕に兵を從わせて送って、ジャルート國を襲って、オルジェイトゥ＝ベイレ（Oljeitu Beile）を殺した。ダイチン＝ベイレを捕らえて助命して、彼の國人・馬畜、あらゆる物に手をつけずに連れてきて、大臣とし、莊園・奴僕を加え與えて養った。

とある。ダイチンは、天命一一年に俘虜となりながら、アイシン國からは優遇され、屬民や所有していた馬畜・財産等はそのまま與えられ、その上、莊園・奴僕等が新たに與えられたのである。莊園が與えられたということは、ダイチンが牧地に戻ったのではなく、アイシン國に內屬し、屬民が八旗の蒙古ニルに編成されたことを意味している。したがって「大臣とし」とは、ダイチンを八旗の高官としたことになる。おそらく、一一年に俘虜となり內屬した他のジャルート部の首長たちも、同樣の處遇を受けたであろう。また彼らは、天聰五年大凌河攻城戰において、八旗の蒙古ニルから抽出されオボンドイ・ウネゲの率いる蒙古の二グサの構成員として、出征したと考えられる。

これら內屬したジャルート部の舊首長層は、第三章で論じたバヨト部の舊首長層同樣、清朝の官僚を輩出した。たとえば、バクの長子ドルジ・次子オチルサン・第三子マンジハンはいずれも內大臣を歷任したし、孫の一人チョクトは理藩院侍郎となった。またハラ＝ババイの長子ラシヒブは頭等大臣となり、孫の一人アルシャンは都統・刑部尙書を歷任し、曾孫の一人アルナイは都統・理藩院尙書を歷任したのである。(78)

おわりに

入關前のアイシン國・清朝政權は、皇帝が八旗のうち直轄の兩黃旗を率いて權力の中心に位置し、ホンタイジを大清皇帝に推戴した宗室の諸王が殘りの六旗を率いて取り圍み、さらにその外緣を外藩モンゴルの諸王がジャサク旗を率いて取り圍むという構造に收斂されてゆく。その途上で行われた大凌河攻城戰を戰った一七の軍團（グサ）の布陣・編成母體・來歷等を檢討することによって、この構造を豫見させ、特徵づける三つの事實が明らかとなった。

第一は、軍團の編成母體の多樣性と連續性である。一七グサとは、八旗から編成した滿洲の八グサ・個別に內屬し八旗の蒙古ニルを構成する蒙古の二グサ（オボンドイのグサ・ウネゲのグサ）・部をあげて內屬したモンゴルから編成した二グサ（エンゲデルのグサ・ミンガンのグサ）・邊外のモンゴル諸部兵から編成した四グサ、それに八旗の滿洲ニルに編入されていた漢人から編成した一グサ（佟養性のグサ）である。すなわち、砲兵部隊という特殊任務を帶びる漢人の一グサを除くと、殘りの一六グサは八旗と後に外藩のジャサク旗に編成されるモンゴル諸部、それに兩者の中閒的な存在であるオボンドイ・ウネゲの二グサとエンゲデル・ミンガンの二グサからなっていたのである。

第二は、內屬したバヨト部の地位の變遷である。アイシン國・清朝はバヨト部を一擧に八旗に編入したのではなかった。內屬直後のバヨト部の首長エンゲデルの地位は、內屬したバヨト部を代表しただけではなく、邊外のモンゴル諸部をも代表していた。この內屬したバヨト部は少なくとも天聰六年（一六三二）までは、アイシン國內において、從來の社會組織を溫存しつつ、獨立した旗を構成していた。戰場にあってもエンゲデルのグサを構成していた。またバヨト部內屬以前から、少人數で內屬を希望するモンゴルが現れていたが、彼らは八旗に分隸しつつも、朝賀の儀禮や遠征においては、ウネゲとオボンドイが率いる二グサに編成された。清朝は天聰六年、バヨト旗の屬民を、このウネゲ・オボンドイの二グサに編入したのである。さらに天聰九年、ウネゲ・オボンドイの二グサの構成員や新たに內屬したハラチン部の屬民など

を加えて、八旗から八旗蒙古を分編する際、舊バヨト旗の構成員を、そのまま留めて八旗滿洲の旗分としたのである。すなわちアイシン國は、バヨト部を、ジャサク旗と八旗の間の二段階の中間形態を經て、結局八旗滿洲に編入したのである。同じく內屬したウルート部の地位も同じような變遷をたどったと考えられる。

第三は、ジャルート部へのアイシン國の對應である。アイシン國は、天命一一年に俘虜となった一部のジャルート部の者たちを八旗に編入し、そのとき俘虜とならず、天聰二年に歸順した大半の者たちを、後にジャサク旗に編成していった。しかも、天聰五年の大凌河攻城戰においては、邊外に殘った者たちがバーリン・ジャルート部のグサの構成員として、八旗に編入された者たちがオボンドイあるいはウネゲの率いる蒙古グサの構成員として、立場を異にしながらも、ともに出征していたと考えられるのである。

以上の三つの事象は、アイシン國・清朝が、八旗とジャサク旗に對して、その起源から、一つの構造を構成する連續する部分であると認識していたことを示すものである。ハンとしての清朝皇帝、八旗を率いる宗室の諸王、ジャサク旗を支配する外藩の諸王という清朝の支配體制の廣がりを感知することができるであろう。またホンタイジの大清皇帝卽位（崇德元年）において、理念的なものが先行して、八旗を率いる宗室の諸王・ジャサク旗を支配する外藩の諸王という關係が設定されたのではない。ホンタイジは、明朝攻擊に必要な軍事力を引き出すという現實的な目的のために、天聰五年時點ですでにこのような構想を持つにいたっていたのである。だからこそ大凌河攻城戰においては現實に卽して、八旗と後にジャサク旗となるモンゴル諸部、それに兩者の中間的な存在であるオボンドイ・ウネゲの二軍團、エンゲデル・ミンガンの二軍團を、ともにグサという部隊編成單位として認識し、共同で作戰行動を取らせていたのである。もちろん、三ヶ月にもわたって、戰場に軍團を釘附けにする作戰を選んだ背景には、この機會を利用してアイシン國政權への一體感を喚起しようという思惑もあったはずである。

『嘯亭雜錄』巻七、木蘭行圍制度の條に、以下のような記載がある。

〔木蘭は〕もと翁牛特の據る所なり。康熙中、藩王が進獻し、以て蒐獵の所と爲す。その地毗連すること千里、林木は葱鬱として、水草は茂盛し、故に羣獸は聚まりて以て孳畜す。實に天昇の我が國家講武綏遠の區たり。故に仁廟毎歳秋獮の典を擧行す。歷朝之に因りて、先猷を繩法し、永遠に遵行するなり。其の行圍の時、蒙古の喀爾沁等の諸藩の部落が年例に一千二百五十人を以て虞卒と爲し、之を圍牆と謂い、以て合圍の役に供せしむ。中に黄纛を設けて中軍と爲し、左右の兩翼は紅・白二纛を以て分かちて之を標識とす。兩翼の末は、國語之を烏圖裏と謂い、各々藍旗を立てて、以て之を標識とす。皆中軍の節制に聽う。凡そ管圍の大臣は、皆王公大臣らを以て之を領せしめ、而して蒙古の王・公・臺吉等を副となし、兩烏圖裏は則ち各々巴圖魯侍衛三名を以て率領し馳せさしむ。

これは、熱河の避暑山莊の北四百里の木蘭（Mulan、現在の河北省圍場縣）で、康熙帝が開始し、歷代の清朝皇帝が典禮として受け繼いだ卷狩りの方法を記したものである。かつて三田村泰助氏は、中軍のところにハンをおき、紅・白・藍旗の所に宗室のベイレを置きかえてゆくと、ヌルハチ時代の卷狩りの形式になると指摘した(79)。ただモンゴル諸部が卷狩りの勢子として重要な役割を果たしていることを考えると、ヌルハチ時代ではなく、ホンタイジ時代の卷狩りの形式というべきである。そしてこの卷狩りの形式と**圖II**で示した布陣を對照すると、八グサの位置とグサの色、八グサの空隙を邊外のモンゴル諸部兵が埋めるという布陣の方式、宗室の王公とモンゴルの王公とによる共同作戰という點まで、兩者は完全に一致するのである。傳統的な卷狩りが、モンゴル諸勢力を取り込むことになったアイシン國の現狀や、度重なる戰鬪の經驗を踏まえて、『嘯亭雜錄』に記すような方式に改良され、その改良された卷狩りの方式に忠實に從って、天聰五年に大凌河攻城戰が行われたのである。いうまでもなく、卷狩りは、現實的な軍事演習であるとともに、戰鬪を想起させることによって參加する者に一體感を抱かせる象徵的な形式的行動、儀禮でもある。歷代の清朝皇帝は、大凌河攻城戰と同一の陣立ての卷狩りを儀禮として擧行し、陣立ての中に込められた上述のホンタイジの政權構想を參加者である宗室の王公・モ

ンゴルの王公と共有しようとしたのである。そしてそのような状況が少なくとも、『嘯亭雜錄』の著者昭槤が活躍した道光年間、すなわち大凌河攻城戦の約二〇〇年後まで續いていたのである。

註

（1）『天聰五年檔』一月八日條、參照。

中國第一歷史檔案館所藏の『內國史院檔』と稱される一連の檔册のうち、天聰五年部分を記錄したものは四册存在するが、このうち分量が最も厚く內容が充實しており、編纂年代が最も古いと考えられるのは、『天聰五年檔』（卷號〇〇四一册號一）である。なお『譯編』では、天聰元年から五年までと崇德元年の部分が、『老檔』と重複するという理由で漢語譯を揭載していない。ただしこれは單に年次が重複するだけである。『天聰五年檔』と、『老檔』及びその原典である『舊檔』の天聰五年部分を比較すると、重複しない記載が多い。また重複する部分を對照すると、『天聰五年檔』の塗抹・加筆修正後が『舊檔』に受け繼がれていることが多いようである。現在、東洋文庫で隔週開催されている清代史研究會では、この『天聰五年檔』を講讀しており、柳澤明・後藤智子の兩氏が作成したレジュメの譯文は本稿作成に裨益すること大であった。本論文では、兩氏の譯文を參照しながら、譯文の統一のため、拙譯を用いることにする。

（2）たとえば、『天聰五年檔』九月一日條、參照。

（3）清初の政權が、宗室の旗王が領有する八旗の連合體であったことは、つとにいわれていることであるが、各旗のレベルまで掘り下げて實證したすぐれた研究に、杉山清彥　一九九八がある。

（4）『天聰五年檔』一〇月二三日條、參照。

（5）楠木賢道b　一九九九、二〇〜三一頁、參照。

（6）このことは、つとに阿南惟敬　一九六六、二〇八〜二〇九頁で說かれていることである。また漢軍の場合であるが、細谷良夫　一九九四、一七四〜一八〇頁は、天聰朝の“gūsa”が軍事的社會組織である旗ではなく、軍團を意味することを指摘している。

（7）『舊檔』第七册、三四三七〜三四三九頁、天聰五年七月五日條（『老檔』太宗二、五一八〜五二〇頁）參照。以下同樣に、『舊檔』を利用する場合、（　）內に『老檔』の該當個所を併記する。また譯文の統一をはかるため、『舊檔』を引用する場合には、『老檔』を參照しつつ拙譯を用いる。

（8）楠木賢道b　一九九九、二八〜二九頁、參照。

（9）滿洲語史料の譯文內の（　）は、筆者が必要に應じて附したローマ字轉寫である。以下同樣。

（10）引用史料中の〔　〕は、筆者が必要に應じて補った部分である。以下同樣。

（11）『王公表傳』卷三〇、阿嚕科爾沁部總傳・卷三一、翁牛特

部總傳・巻三九、四子部落總傳、參照。

(12) 『舊檔』第一〇册、五二四五～五二五二頁、崇德元年一〇月二六日條（『老檔』太宗四、一四〇五～一四一二）參照。

(13) 『王公表傳』巻一七、科爾沁部總傳、參照。

(14) 『舊檔』第七册、三四四〇頁、天聰五年七月九日條（『老檔』太宗二、五二〇頁）參照。

(15) 第二章で掲げる『太宗實錄』巻九、天聰五年八月七日條にあらわれる各グサの主は、天聰五年時點の旗の主（後の都統）と一致する。阿南惟敬 一九六七、二六三頁、參照。

(16) 神田信夫 一九七二、一六四～一六五頁、參照。

(17) 阿南惟敬 一九六一、一八四頁、及び阿南惟敬 一九六六、二四一頁。

(18) 『天聰五年檔』七月二七日條・『舊檔』第七册、三四七七頁、天聰五年七月二七日條（『老檔』太宗二、五二五頁）參照。

(19) 『舊檔』第七册、三四八二～三四八三頁、天聰五年八月一日條（『老檔』太宗二、五二七～五二八頁）。

(20) 楠木賢道 b 一九九九、二八頁、參照。

(21) 『天聰五年檔』八月二日條。同樣の內容が『舊檔』第七册、三四八五～三四八六頁、天聰五年八月二日條（『老檔』太宗二、五二八～五二九頁）にもある。

(22) 舊滿文で記されているため、正確にローマ字轉寫することはできないが、「ホシューン」の文字を逐一轉寫すると“kosion”となる。これは、モンゴル語の“qosiγun”を發音にしたがい、舊滿文で綴ったものにほかならない。その意味するところは、前述したように天聰八年以後、外藩モンゴルの旗に編成されることになる遊牧集團のことである。

(23) 楠木賢道 b 一九九九、二五頁。

(24) 「バヤラ」とはニルの甲士のうち、戰鬪時に主將の直接指揮下に入り、總豫備隊を構成する者のことで、後に「護軍」と漢語譯される。

(25) 「營兵」とは、ニルの甲士のうち、戰鬪時に「バヤラ」以外の一般の兵士となる者のことである。

(26) 『天聰五年檔』八月三日條。

(27) 『天聰五年檔』八月六日條・『舊檔』第七册、三四八六頁、天聰五年八月六日條（『老檔』太宗二、五二九頁）參照。

(28) 『天聰五年檔』八月八日條・『舊檔』第七册、三四八七～三四九〇頁、天聰五年八月七日條（『老檔』太宗二、五三〇～五三一頁）參照。

(29) 細谷良夫 一九九四、一六七～一七二頁、參照。

(30) 張晉藩・郭成康 一九八八、二六九～二七三頁、參照。

(31) 同樣の記述が、『舊檔』第七册、三五二四～三五二五頁、天聰五年九月三日條（『老檔』太宗二、五五一～五五二頁）にある。

(32) 「蠡の主」とは、バヤラを率いる將のことであり、後に「護軍統領（tui janggin）」となる。

(33) 『滿洲實錄』巻二、甲午年條、參照。

(34) 『太祖實錄』巻二、乙巳年條、參照。

(35) 『太祖實錄』巻二、丙午年二月條、參照。

(36) 『舊檔』第一册、一六一頁、天命二年二月條（『老檔』太

祖一、七七頁）參照。

(37)『舊檔』第一册、一六二頁、天命二年七月條（『老檔』太祖一、七八頁）參照。

(38)『舊檔』第一册、一九一～一九二頁、天命三年四月一三日條（『老檔』太祖一、九〇～九一頁）參照。

(39)『舊檔』第二册、六六八～六六九頁、天命六年五月一四日條（『老檔』太祖一、三二六～三二七頁）參照。『舊檔』第二册、八九九頁、天命六年一二月二四日條（『老檔』太祖一、四五九頁）參照。

(40)『舊檔』第二册、九〇八～九〇九頁、天命七年一月一日條（『老檔』太祖二、四六五頁）參照。

(41)『舊檔』第二册、九三一～九三二頁、天命七年一月八日條（『老檔』太祖二、四七七頁）參照。

(42)『舊檔』第二册、一〇五七頁、天命七年三月六日條（『老檔』太祖二、五六〇～五六一頁）參照。

(43)『舊檔』第三册、一四八七～一四八八頁、天命八年五月七日條（『老檔』太祖二、七五六～七五七頁）參照。

(44)『舊檔』第四册、一六六三頁、天命八年七月三日條（『老檔』太祖二、八三三～八三四頁）參照。

(45)『舊檔』第四册、一七七九～一七八〇頁、天命九年一月一日條（『老檔』太祖二、八八一頁）參照。

(46)『舊檔』第四册、一七九六頁、天命九年一月七日條（『老檔』太祖二、八九〇頁）參照。

(47)張晉藩・郭成康　一九八八、二六六頁、參照。

(48)『舊檔』第四册、一七九三～一七九四頁、天命九年一月六日條（『老檔』太祖二、八八八～八八九頁）參照。

(49)『舊檔』第四册、一八一六～一八一八頁、天命九年一月一七日條（『老檔』太祖二、九〇一～九〇三頁）參照。

(50)『舊檔』第四册、一八一八・一八二九～一八三〇頁、天命九年一月二〇日・二一日條（『老檔』太祖二、九〇三・九〇八～九〇九頁）參照。

(51)『舊檔』第八册、三七二七～三七三〇頁、天聰六年二月二九日條（『老檔』太宗二、七二五～七二九頁）參照。

(52)張晉藩・郭成康　一九八八、二六七～二六八頁、參照。

(53)張晉藩・郭成康　一九八八、二七三～二八四頁、參照。

(54)『初集』卷一四七、恩格得爾額駙・龔努克・額爾克代青・莽古爾岱・滿珠習禮傳、及び『通譜』卷六六、恩格德爾額駙傳、參照。

(55)『初集』卷一四七、恩格得爾額駙傳、參照。

(56)松浦茂　一九八四、一〇五～一一八頁、參照。

(57)『太宗實錄』卷一四、天聰八年三月六日條・松浦茂　一九八四、一一五頁、參照。

(58)『世祖實錄』卷九、順治元年一〇月甲午（一〇日）條・松浦茂　一九八四、一一五頁、參照。

(59)『世祖實錄』卷三五、順治四年一二月甲申（一八日）條・松浦茂　一九八四、一一五頁、參照。

(60)『通譜』卷六六、恩格德爾額駙傳・『舊檔』第一〇册、四八四七頁、崇德元年五月二九日條（『老檔』太宗三、一〇八三頁）參照。

(61)『初集』卷一四七、額爾克代青傳、參照。

(62) 『初集』巻一四七、襄努克傳・『通譜』巻六六、恩格德爾額駙傳、參照。

(63) 『世祖實錄』巻七四、順治一〇年四月丁巳（二二日）條、參照。

(64) 『初集』巻一八六、覇拜傳・『通譜』巻六六、巴喇・阿爾薩・布魯海・班弟傳、參照。

(65) 楠木賢道 一九九九a、四八～四九頁・楠木賢道 一九九九b、二八～三〇頁、參照。

(66) 岡洋樹 一九九四、五五～五七頁・岡洋樹 一九九八、一三二～一三六頁、參照。

(67) 『舊檔』第一〇册、四七六一～四七六二頁、崇德元年四月二三日條（『老檔』太宗三、一〇一四～一〇一六頁）參照。

(68) 『舊檔』第六册、二五六九頁、天聰元年一月九日條（『老檔』太宗一、六頁）參照。

(69) 『舊檔』第六册、二八一三～二八一五頁、天聰二年四月二五日條（『老檔』太宗一、一二九頁）參照。

(70) 『舊檔』第六册、二八六一～二八六二頁、天聰二年一二月一日條（『老檔』太宗一、一九二頁）參照。

(71) 田山茂 一九五四、七七頁、參照。

(72) 『舊檔』第六册、二八六九～二八七一頁、天聰三年一〇月四～六日條（『老檔』太宗一、二三〇～二三一頁）參照。

(73) 『舊檔』第八册、三七七四・三七八七～三七八八頁、天聰六年五月一八日・六月七日・七月一七日條（『老檔』太宗二、七六八～七六九・七八二～七八五・八二七頁）參照。

(74) 矢野仁一 一九二五、七六頁・田村實造 一九四四、二五頁・田山茂 一九五四、七八・八七頁、參照。

(75) 田山茂 一九五四、七九～八〇頁、參照。

(76) 『王公表傳』巻三、巴林部表・扎噜特部表、參照。

(77) 私見によれば、これら八旗に編入されたジャルート部の首長層は、内屬したのち直接、鑲黄旗に編入されたのではなく、少なくとも、一旦正藍旗の構成員となり、その後、鑲黄旗に編入されたのであるが、紙幅の關係でこの部分の論證は、別稿に讓ることにする。

(78) 『通譜』巻六六、札魯特地方博爾濟吉特氏の條、參照。

(79) 三田村泰助 一九三六、四八五～四八六頁。

文獻表

『初　集』　『八旗通志初集』

『舊　檔』　『舊滿洲檔』（全一〇册、國立故宮博物院、一九六九）

『老　檔』　滿文老檔研究會譯註『滿文老檔』（全七册、東洋文庫、一九五五～一九六三）

『滿洲實錄』　『大清歷朝實錄』所收

『世祖實錄』　『大清世祖章皇帝實錄』（『大清歷朝實錄』所收）

『太宗實錄』　『大清太宗文皇帝實錄』（順治初纂滿文本）

『太祖實錄』　『大清太祖武皇帝實錄』（順治重修滿文本）

『天聰五年檔』　中國第一歷史檔案館所藏『内國史院檔』巻號〇〇四一册號一檔册

『通　譜』　『八旗滿洲氏族通譜』（『文淵閣四庫全書』所

收）
『王公表傳』　『欽定外藩蒙古回部王公表傳』（『文淵閣四庫全書』所收）
『嘯亭雜錄』　昭槤『嘯亭雜錄』（中華書局、一九八〇、評點校訂）
『譯　編』　中國第一歷史檔案館編『清初內國史院滿文檔案譯編』上（光明日報出版社、一九八九）
阿南惟敬　一九六一　「清初の甲士に關する考察」（『歷史教育』八―一一→『清初軍事史論考』甲陽書房、一九八〇）
阿南惟敬　一九六六　「滿洲八旗國初ニルの研究」（『防衛大學校紀要人文・社會科學編』一三→『清初軍事史論考』甲陽書房、一九八〇）
阿南惟敬　一九六七　「清初固山額眞年表考」（『防衛大學校紀要人文・社會科學編』一五→『清初軍事史論考』甲陽書房、一九八〇）
細谷良夫　一九九四　「烏眞超哈（八旗漢軍）の固山（旗）」（『松村潤先生古稀記念清代史論叢』、一九九四）
神田信夫　一九七二　「滿洲（Manju）國號考」（『山本博士還曆記念東洋史論叢』山川出版社）
楠木賢道　一九九九a　「清初、入關前におけるハン・皇帝とホルチン部首長層の婚姻關係」（『內陸アジア史研究』一四）
楠木賢道　一九九九b　「天聰年間におけるアイシン國の內モンゴル諸部に對する法支配の推移」（『社會文化史學』四〇）
松浦　茂　一九八四　「天命年間の世職制度について」（『東洋史研究』四二―四）
三田村泰助　一九三六　「滿珠國成立過程の一考察」（『東洋史研究』二―二→『清朝前史の研究』東洋史研究會、一九六五）
岡　洋樹　一九九四　「清朝國家の性格とモンゴル王公」（『史滴』一六）
岡　洋樹　一九九八　"The Mongols and the Qing Dynasty: The North Asian Feature of Qing Rule over Mongolia." Tadashi Yoshida and Hiroki Oka ed., *Facets of Transformation of the Northeast Asian Countries*. Center of Northeast Asia Studies, Tohoku University.
杉山清彦　一九九八　「清初正藍旗考――姻戚關係よりみた旗王權力の基礎構造――」（『史學雜誌』一〇七―七）
田村實造　一九四四　「清朝の蒙古統治策」（『異民族の支那統治研究――清朝の邊境統治政策』、至文堂）
田山　茂　一九五四　『清代に於ける蒙古の社會制度』（文京書院）
矢野仁一　一九二五　『近代蒙古史研究』（弘文堂書房）
張晉藩・郭成康　一九八八　『清入關前國家法律制度史』（遼寧人民出版社）

THE COMPOSITION OF THE AISIN REGIME AS SEEN FROM THE BATTLE FOR DALINGHE IN THE FIFTH YEAR OF THE TIANCONG ERA

KUSUNOKI Yoshimichi

The Aisin army that laid siege to Dalinghe 大凌河 in the fifth year of the Tiancong 天聰 era (1631) was composed of seventeen divisions. The army was composed of eight Manchu divisions organized under the eight banners 八旗, four divisions composed of Mongol battalions from unincorporated tribes, and another four divisions of an intermediate status of which two were composed of Mongols warriors who had pledged allegiance individually, and two divisions of troops from tribes that had submitted en masse, and a single division of Chinese troops who were assigned the special task of serving as an artillery unit.

Hong Taiji considered these seventeen disparate divisions as integral units of the same force and deployed them jointly in strategic maneuvers in an organized manner. Hong Taiji aimed to strengthen his control over the Mongols by mobilizing their various forces in expeditions in which they were forced to conform to the military tactics and discipline imposed on the Aisin forces. It seems, moreover, that in conducting siege warfare, keeping his seventeen divisions entrenched in one location for a lengthy time, and having them operate together, Hong Taiji attempted to arouse a sense of unity with the Aisin regime.

The Qing regime after coming to power in the first year of the Chongde 崇德 era (1636) gradually concentrated on a structure in which the emperor's authority was located in a center surrounded by the eight banners headed by the imperial princes, encircled by the jasaq banners 扎薩克旗 headed by the Mongolian princes of the outer provinces, however, considering the composition of the forces besieging Dalinghe and Hong Taiji's tactics, it may be concluded that Hong Taiji had already conceived of this structure as early as Tiancong 5. It can also be concluded that Hong Taiji came to conceive of this structure as a practical method of attracting sufficient military power to fulfill his object of attacking the

Ming.

The conception of government originated by Hong Taiji was incorporated into the ceremony of the royal hunts conducted by subsequent Qing emperors down to the end of the dynasty.

ON THE CONCEPT OF BUDDHIST GOVERNMENT HELD IN UNIVERSALLY HIGH REGARD BY DGA' LDAN, QALQ-A, TIBETAN AND QING DYNASTIES: BASED ON A CRITICAL ANALYSIS OF THE MONGOL AND CHINESE EDITIONS OF THE *SHUO MO FANG LÜE* 朔漠方略

ISHIHAMA Yumiko

By first comparing the Manchu edition of *Qin ding ping ding shuo mo fang lüe* 欽定平定朔漠方略 (hereafter *Shuo mo*) known as the *Beye dailame wargi amargi babe nechihiyeme toktobuha bodogon i bithe* in Manchu, with the primary Manchu text included in the *Gongzhong dang* 宮中檔, I learned that the Manchu edition of the *Shuo mo* quotes passages that match the primary source word for word. Furthermore, comparing the Mongol edition of the *Shuo mo* with the corresponding passages from the primary source incorporated in the *Mengwen laodang* 蒙文老檔, it became clear that the passages do not correspond. As there are many points that lead to the conclusion that the Manchu edition of the *Shuo mo* is a relatively faithful redaction, it can be concluded that the Mongol edition of the *Shuo mo* is a translation of the Manchu version.

Moreover, when the Chinese edition of the *Shuo mo* is compared with the Manchu edition, it becomes clear that terms of Mongol and Tibetan derivation have not been correctly translated in the Chinese edition. Judging from this and the fact that several different Chinese words are used to translate a single word in various locations in the text, I have indicated that the meaning of concepts of Tibetan and Mongolian origin cannot be correctly understood from the Chinese edition. In other words, we may conclude that from among the Manchu, Mongol, and Chinese